

海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 漁業法（昭和24年法律第267条）第139条第1項の規定により推薦を受けた者及び募集に応募した者（以下「委員候補者」という。）を評価するため、海区漁業調整委員会の委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 評価委員会は、委員候補者の評価を行い、その結果を知事に報告する。

(組織)

第3条 評価委員会は、次に掲げる者（以下「評価委員」という。）をもって組織する。

- (1) 水産部長
- (2) 水産部次長（事務、技術）
- (3) その他知事が必要と認める者（3人）

(委員長及び副委員長)

第4条 評価委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は水産部長、副委員長は水産部次長（技術）とする。
- 3 委員長は、会務を総理し、評価委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 評価委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

- 2 評価委員会は、評価委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 評価委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見又は説明を聴くほか、資料の提出を求めることができる。
- 4 評価委員会は、原則として非公開とする。

(秘密保持)

第6条 評価委員は、評価委員会で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 評価委員会の庶務は、水産部漁業振興課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月14日から施行する。